

健生食輸発0216第1号
令和8年2月16日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インドネシア及びイタリア産食品のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号（最終改正：令和8年2月13日付け健生食輸発0213第1号）により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令の結果、PT. INDRAMUKTI SEGARA FOOD PRODUCTの製造した赤とうがらし及び落花生を含むインドネシア産食品からアフラトキシンが検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4に同社を追加する。

また、BARATTI & MILANO S.R.L.で製造されたイタリア産ピスタチオナッツ又はヘーゼルナッツを含む食品のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4から同社を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
くり、ピスタチオナッツ、ヘーゼルナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
くり、ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

に改める。